

管 理 運 営 事 業

- 小林古径記念美術館施設概要
- 美術館組織
- 小林古径記念美術館友の会
- 小林古径記念美術館条例
- 小林古径記念美術館条例施行規則
- 運営委員会
- 収集委員会

■小林古径記念美術館施設概要

1 施設概要等

館名：小林古径記念美術館
 住所：〒943-0835 新潟県上越市本城町7-1（高田城址公園内）
 電話：025-523-8680
 ファックス：025-530-6033
 e-mail：kokei@city.joetsu.lg.jp

開館：平成13年4月29日（小林古径邸）
 平成14年4月1日（旧小林古径記念美術館）
 令和2年10月3日（新小林古径記念美術館 開館）

構造：鉄筋コンクリート造、平屋建て（一部2階建て）
 敷地面積：5,136.99㎡
 延床面積：809.67㎡（美術館）／419.04㎡（小林古径邸・画室）

2 空調設備について

①屋内空調設定値

	展示室		一時保管庫	
	夏期	冬期	夏期	冬期
温度	25 ± 3℃	22 ± 3℃	20 ± 1℃	20 ± 1℃
湿度	55 ± 3%	55 ± 3%	55 ± 1%	55 ± 1%

- ②熱源設備 電気式パッケージエアコン
 ③空調設備 展示室…空調機による単一ダクト方式
 一時保管庫…空調機による単一ダクト方式

3 トラックヤード

美術品専用車1台分のトラックヤードあり

4 照明設備について

- ①調光機能…あり
 ②使用光源

	展示室・展示ケース	スポットライト
光源	LEDダウンライト （展示ケース内は調光・調色）	LEDスポットライト（個別調光）
機種		ERCO 72153.025・72065.025 CCS MUSEUM COB SPOTLIGHT（自然光タイプ）

③照明の設定値（計画値）

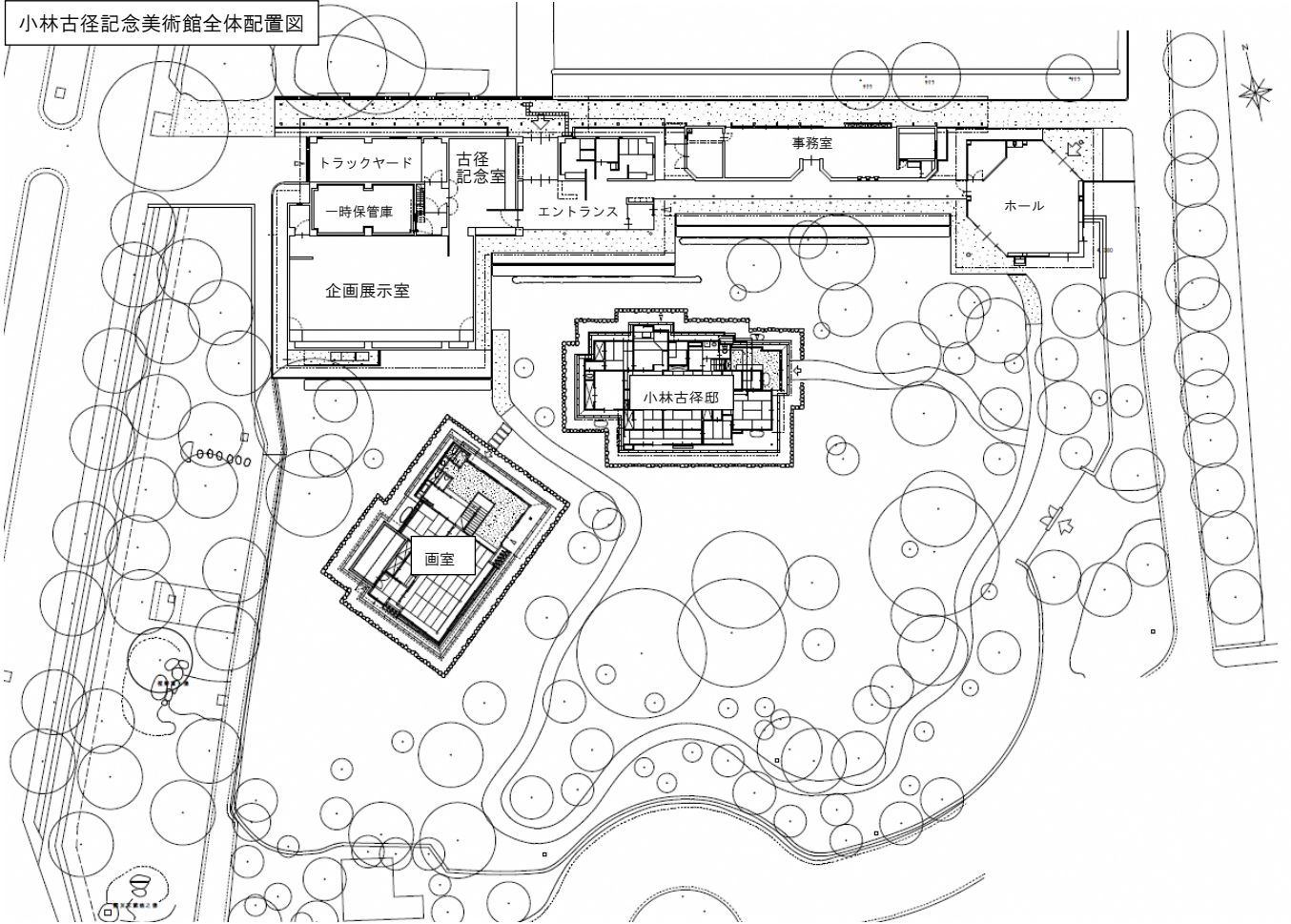
	展示室	収蔵庫
照度	0～300lx	150～200lx

5 消防設備について

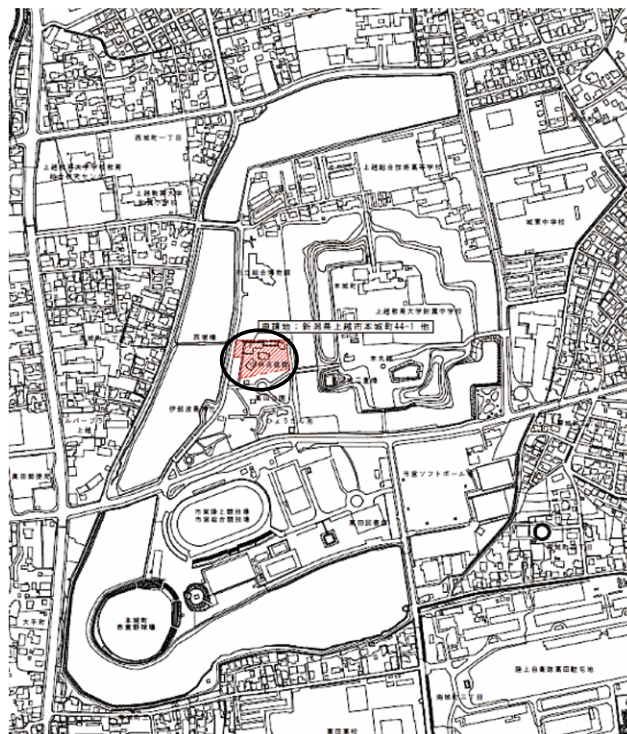
消火設備の種類

展示室	一時保管庫	その他
二酸化炭素消火器	パッケージ型ガス消火設備（ハロン1301）	粉末消火器

小林古径記念美術館全体配置図



小林古径記念美術館位置図



■美術館組織

上越市教育委員会 文化行政課 小林古径記念美術館

館長 — 副館長 — 資料係
学芸員
事務職員

小林古径記念美術館運営委員会

上越市美術資料収集委員会

職員（令和2～4年度）

役職	氏名
館長	宮崎 俊英
統括学芸員・副館長	笹川 修一
主任学芸員	市川 高子
主査	高橋 彰夫
学芸員	伊藤 舞実
学芸員	小川 陽子
事務職員（会計年度任用職員）	保高 眞莉子

■小林古径記念美術館友の会

会長：植木 哲夫 副会長：佐野 隆

目的：友の会は、上越市出身の日本画家・小林古径の芸術に共感する人々が集まり、広く芸術に親しみ、会員同士の交流を図る。
あわせて小林古径記念美術館の事業に協力する。

○年会費 一般会員 ……2,000 円
学生会員 ……500 円
事業所会員 ……10,000 円

○会員特典

- ・美術館に年2回、無料で入館
- ・「友の会だより」を年2回送付
- ・各種イベントのご案内
- ・図録・グッズを割引価格で購入
- ・美術館めぐりやコンサートなど、友の会主催事業のご案内

○活動記録

令和2年度：開館記念展特別鑑賞会、開館記念コンサート 10月18日

令和3年度：友の会総会、「古径と院展の作家たち」特別鑑賞会 4月24日

「岩野勇三彫刻展」作品鑑賞会・高田城址公園屋外彫刻作品鑑賞会 8月21日

「永青文庫所蔵近代日本画名品展」作品鑑賞会 10月9日、11月6日

令和4年度：友の会総会、ミニコンサート 4月23日

友の会講座「富岡惣一郎展について」 5月28日

美術館巡り（長野県立美術館） 10月4日

友の会講座「芸能科展について」 11月26日

■小林古径記念美術館条例

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、本市出身の日本画家小林古径及び本市にゆかりのある美術作家に関連する作品等を広く紹介するとともに、市民の教育、学術及び文化の向上を図るため、美術館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小林古径記念美術館	上越市本城町7番1号

(施設)

第3条 小林古径記念美術館(以下「美術館」という。)の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美術館本館
- (2) 小林古径邸
ア 本邸
イ 画室
- (3) 庭園

(事業)

第4条 美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 次に掲げる資料の収集、保管及び展示に関すること。
ア 小林古径及び本市にゆかりのある美術作家に関する資料
イ その他美術館の運営及び調査研究に必要な資料
- (2) 前号ア及びイに掲げる資料(以下「資料」という。)に関する学術調査及び研究を行うこと。
- (3) 資料に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。
- (4) 資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (5) 資料に関する情報の提供に関すること。
- (6) その他美術館の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第5条 美術館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不適当と認められる者に対しては、美術館への入館を拒み、又は美術館からの退館を命ずることができる。

(利用の承認)

第8条 画室を占用して利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。
(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
(2) 美術館の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
(3) その他美術館の管理上支障があると認められるとき。
- 3 教育委員会は、第1項の承認に当たり、美術館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 教育委員会が美術館の管理上必要と認めて行う指示に従わないとき。

(原状回復の義務)

第10条 美術館の利用者は、利用した施設及び設備を原状に復さなければならない。前条の規定により利用を中止したときも、同様とする。

(観覧料等)

第11条 美術館に入館して資料を観覧しようとする者(第8条第1項の承認を得た者で美術館本館及び本邸を観覧しないものを除く。)は別表第1に定める観覧料を、同項の承認を得た者は別表第2に定める使用料をそれぞれ納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別展示の資料を観覧しようとする者は、その都度市長が定める観覧料(以下「特別観覧料」という。)を納付しなければならない。

3 観覧料、特別観覧料又は使用料(以下「観覧料等」という。)は、美術館に入館する前又は画室の利用開始前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、入館後又は利用開始後にその全部又は一部を納付することができる。

(年間観覧券)

第12条 市長は、利用者の利便に資するため、年間観覧券を発行することができる。

2 前項の年間観覧券(以下「年間観覧券」という。)の発行を受けようとする者は、別表第3に定める料金をあらかじめ納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、年間観覧券の発行後にその全部又は一部を納付することができる。

3 教育委員会は、偽りその他不正の手段により年間観覧券を利用したとき又は利用するおそれがあると認めるときは、年間観覧券の利用を中止させることができる。

(観覧料等の減免)

第13条 市長は、第11条の規定にかかわらず、観覧料等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。

- (1) 市が主催する事業において画室を利用するとき。 使用料の全額
- (2) 市が共催する事業において画室を利用するとき。 使用料の50パーセントの額
- (3) その他市長が必要と認めるとき。 観覧料等のうち必要と認める額

(観覧料等及び年間観覧券の料金の還付)

第14条 納付した観覧料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 第8条第1項の承認を得た者が利用の取消しを利用日前3日までに申し出て承認されたとき。使用料の70パーセントの額
- (2) 市長が災害その他特別の事情により還付することを適当と認めるとき。 観覧料等のうち適当と認める額

2 納付した年間観覧券の料金は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、納付した額の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により美術館の施設、設備、資料等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月3日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(小林古径邸条例及び小林古径記念美術館条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 小林古径邸条例(平成13年上越市条例第5号)
- (2) 小林古径記念美術館条例(平成17年上越市条例第8号)

別表第1(第11条関係)

区 分	個 人	団体(20人以上の団体)
一 般	510円	1人につき410円
高校生・中学生・小学生	260円	1人につき210円

備考 市内の小学校の児童及び中学校の生徒は、無料とする。

別表第2(第11条関係)

施設名	使用料(1時間につき)
画 室	1,020円

備考

- 1 営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の200パーセントの額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

別表第3(第12条関係)

区 分	年間観覧券の料金
一 般	1,500円
高校生・中学生・小学生	700円

備考

- 1 年間観覧券の料金には、特別観覧料を含むものとする。
- 2 年間観覧券の有効期間は、年間観覧券の発行の日から同日から起算して1年を経過する日までとする。
- 3 小学生及び中学生は、市外の小学校の児童及び中学校の生徒に限る。
- 4 この表に定める区分の適用については、年間観覧券の発行の日現在における区分によるものとする。

■小林古径記念美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小林古径記念美術館条例（令和2年上越市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の貸出し)

第2条 調査研究等のため、教育委員会が特に必要と認める場合は、資料の貸出しを行うことができる。

(資料の寄贈及び寄託)

第3条 小林古径記念美術館（以下「美術館」という。）に資料の寄贈又は寄託をすることができる。

2 資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、教育委員会の承認を得なければならない。

3 資料の寄贈又は寄託に要する経費は、原則として寄贈者又は寄託者の負担とする。

4 資料の寄託を受けたときは、受託証を交付する。

(寄託資料の取扱い)

第4条 寄託資料は、美術館の資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、第2条の規定により貸出しを行うときは、寄託者の承認を得なければならない。

(寄託物の免責)

第5条 教育委員会は、寄託資料が、天災その他の不可抗力によって損失を受けても、その責めを負わない。

(利用の承認)

第6条 条例第8条第1項の規定により画室の占有利用の承認を得ようとする者は、小林古径記念美術館画室占有利用承認申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定承認したときは、小林古径記念美術館画室占有利用 通知書（第2号様式）により通知する 却下ものとする。

(禁止行為)

第7条 美術館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 資料に触れること。
- (2) 資料の近くで万年筆、ボールペン等を使用すること。
- (3) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (4) 指定された場所以外で飲食をすること。
- (5) 次に掲げる行為で許可を受けないもの
 - ア 物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは配布すること。
 - イ 販売及び書籍等への掲載を目的として撮影すること。
- (6) 指定された場所以外に立ち入ること。
- (7) 美術館内の風紀秩序を乱し、及び他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (8) 騒音、悪臭等を伴い美術館本来の機能を妨げるおそれのある行為
- (9) その他美術館の管理上支障があると認められる行為

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年10月3日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(小林古径記念美術館条例施行規則及び小林古径邸条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小林古径記念美術館条例施行規則（平成17年上越市教育委員会規則第6号）
- (2) 小林古径邸条例施行規則（平成17年上越市教育委員会規則第7号）

上越市美術資料収集委員会設置要綱

(設置)

第1条 上越市における美術品及び美術に関する資料（以下「美術資料」という。）の収集の適正を図るため、上越市美術資料収集委員会（以下「収集委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 収集委員会の委員は、5人以内とし、美術に関する専門家のうちから教育委員会が委嘱するものとする。

(委員の任期)

第3条 収集委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(諮問)

第4条 教育委員会は、次に掲げる美術資料を収集するときは、収集リストを作成し、収集委員会を招集して諮問する。

- (1) 小林古径の作品
- (2) 小林古径に関連する作品及び資料
- (3) 上越市又は上越市ゆかりの美術の流れを展望できる作品
- (4) 近・現代美術の展望を特徴づける国内外の作品
- (5) その他美術資料として必要な資料

(審議)

第5条 収集委員会は、前条の規定による諮問があった場合は、次の事項について審議する。

- (1) 美術資料の選定に関すること。
- (2) 美術資料の評価に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

2 収集委員会の会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 収集委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

(守秘義務)

第6条 収集委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 収集委員会の庶務は、小林古径記念美術館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、収集委員会に関し必要な事項は、収集委員会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

小林古径記念美術館運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 小林古径記念美術館における事業の充実を図るとともに、小林古径及び上越市にゆかりのある美術作家を顕彰し、当市の美術文化の発展を図るため、小林古径記念美術館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。
 (1) 小林古径記念美術館における事業の充実に関し必要な事項
 (2) 小林古径及び上越市にゆかりのある美術作家の顕彰に関し必要な事項
 (3) 上越市の美術文化の発展に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる人のうちから教育委員会が委嘱する5人以内の委員をもって組織する。
 (1) 美術文化について識見を有する人
 (2) 学校教育及び社会教育に精通する人
 (3) 公募に応じた市民
 (4) その他教育委員会が必要と認める人

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。
 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の在任期間とする。
 4 委員長は、運営委員会を代表し、会議その他の会務を総理する。
 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 運営委員会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。
 2 定例会は、年2回以内とし、必要に応じて臨時会を招集することができる。
 3 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。
 4 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 6 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、小林古径記念美術館において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成16年4月23日から実施する。

附 則 この要綱は、平成16年6月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則 この要綱は、令和2年10月3日から実施する。

■小林古径記念美術館運営委員会

【委員名簿】

1 委員

選出区分	氏名	役職等
美術文化について識見を有する人	高橋 信雄	小林古径保存会
	川崎 日香渥	日本画家
学校教育及び社会教育に精通する人	五十嵐 史帆	上越教育大学教授(美術教育)
	大塚 啓	清里中学校校長 上越美術教育連盟副会長
公募に応じた市民	野田 栄美子	

2 任期

令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)

令和3年度第1回小林古径記念美術館運営委員会
 日時：令和3年7月28日(水)午後2時00分から
 場所：小林古径記念美術館

令和3年度第2回小林古径記念美術館運営委員会
 期日：令和4年3月28日(月)※書面開催

令和4年度小林古径記念美術館運営委員会
 日時：令和5年2月21日(火)午後2時00分から
 場所：小林古径記念美術館

■上越市美術資料収集委員会

【委員名簿】

1 委員

選出区分	氏名	役職等
小林古径及び日本画について精通している人	洞谷 亜里佐	上越教育大学教授(日本画) 日本美術院所属
新潟県内の美術作家について精通している人	松矢 国憲	新潟県立近代美術館専門学芸員
上越市内の美術作家について精通している人	三浦 顕	上越美術協会事務局長
美術作品の教育利用に精通している人	池上 秀敏	元新潟県美術教育連盟会長
美術の動向や公立美術館の作品収集に精通している人	本谷 文雄	元石川県立美術館学芸員・石川県立歴史博物館学芸員

2 任期

令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)

令和2年度第1回上越市美術資料収集委員会
 期日：令和2年9月11日(金)※書面開催

令和2年度第2回上越市美術資料収集委員会
 期日：令和3年2月22日(月)※書面開催

令和3年度上越市美術資料収集委員会
 期日：令和4年2月24日(木)※書面開催

令和4年度上越市美術資料収集委員会
 日時：令和5年2月24日(金)午後1時30分から
 場所：小林古径記念美術館

編集：小林古徑記念美術館

令和5年3月31日現在